

## 住宅性能評料金

設計住宅性能評価					
形態	床面積の合計		手数料の額		
			Ⅰ)	Ⅱ)	Ⅲ)
戸 建 住 宅		100 m <sup>2</sup> 未満	33,000 円	27,500 円	22,000 円
	100 m <sup>2</sup> 以上	200 m <sup>2</sup> 未満	40,700 円	35,200 円	29,700 円
	200 m <sup>2</sup> 以上	500 m <sup>2</sup> 未満	60,500 円	55,000 円	49,500 円
	500 m <sup>2</sup> 以上		P × 20,900 円 + 60,500 円		
共 同 住 宅 等		500 m <sup>2</sup> 未満	60,500 円	+	M × 23,100 円
	500 m <sup>2</sup> 以上	1,000 m <sup>2</sup> 未満	77,000 円	+	M × 23,100 円
	1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 未満	103,400 円	+	M × 23,100 円
	2,000 m <sup>2</sup> 以上	10,000 m <sup>2</sup> 未満	297,000 円	+	M × 23,100 円
	10,000 m <sup>2</sup> 以上	50,000 m <sup>2</sup> 未満	462,000 円	+	M × 23,100 円
	50,000 m <sup>2</sup> 以上		957,000 円	+	M × 23,100 円
<p>P: 延べ面積から500m<sup>2</sup>減じた数値を200m<sup>2</sup>で除した数値とする。                      M: 評価対象住戸とする。                      ※【性能評価事項による加算】                      ・性能表示事項の内、選択事項を評価事項として申請する場合は、1項目につき2,200円を上記の基本額に加算する。                      ・温熱環境・エネルギー消費量に関する性能表示事項を、一次エネルギー消費量等級とした場合は、16,500円を上記の基本額に加算する。                      Ⅰ): 住宅型式性能認定(以下「認定」)及び型式住宅部分等製造者認証(以下「認証」)でない住宅                      Ⅱ): 認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事又は温熱環境・エネルギー消費量に関する事、どちらかの性能項目を受けている住宅                      Ⅲ): 認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事及び温熱環境・エネルギー消費量に関する事、両方の性能項目を受けている住宅</p>					
建設住宅性能評価					
形態	床面積の合計		手数料の額		
			Ⅰ)	Ⅱ)	Ⅲ)
戸 建 住 宅		100 m <sup>2</sup> 未満	71,500 円	69,300 円	58,300 円
	100 m <sup>2</sup> 以上	200 m <sup>2</sup> 未満	94,600 円	91,300 円	74,800 円
	200 m <sup>2</sup> 以上	500 m <sup>2</sup> 未満	124,300 円	99,000 円	75,900 円
	500 m <sup>2</sup> 以上		P × 31,900 円 + 126,500 円		
共 同 住 宅 等		500 m <sup>2</sup> 未満	74,800 円 × N	+	M × 25,300 円
	500 m <sup>2</sup> 以上	1,000 m <sup>2</sup> 未満	106,700 円 × N	+	M × 25,300 円
	1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 未満	132,000 円 × N	+	M × 25,300 円
	2,000 m <sup>2</sup> 以上	10,000 m <sup>2</sup> 未満	264,000 円 × N	+	M × 25,300 円
	10,000 m <sup>2</sup> 以上	50,000 m <sup>2</sup> 未満	440,000 円 × N	+	M × 25,300 円
	50,000 m <sup>2</sup> 以上		874,500 円 × N	+	M × 25,300 円
<p>P: 延べ面積から500m<sup>2</sup>減じた数値を200m<sup>2</sup>で除した数値とする。                      M: 評価対象住戸とする。                      N: 検査を行った回数とする。                      Ⅰ): 住宅型式性能認定(以下「認定」)及び型式住宅部分等製造者認証(以下「認証」)でない住宅                      Ⅱ): 認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事又は温熱環境・エネルギー消費量に関する事、どちらかの性能項目を受けている住宅                      Ⅲ): 認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事及び温熱環境・エネルギー消費量に関する事、両方の性能項目を受けている住宅</p>					

※ 上記評価料金は、税込み。

## 化学物質濃度測定手数料

### (1) 住戸1戸のうち居室1室について測定を行う場合

区分	測定を行う化学物質	手数料の額
戸建住宅	・ホルムアルデヒドのみ	48,400 円
戸建住宅	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン           ・スチレン ・エチルベンゼン を同時に測定	60,500 円
共同住宅等	・ホルムアルデヒドのみ	M × 25,300 円 + 23,100 円
共同住宅等	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン           ・スチレン ・エチルベンゼン を同時に測定	M × 41,800 円 + 18,700 円

M: 住戸数とする。

※ 上記測定料金は、税込み。

### (2) 住戸1戸のうち複数の居室について測定を行う場合

区分	測定を行う化学物質	手数料の額
戸建住宅	・ホルムアルデヒドのみ	N × 15,400 円 + 33,000 円
戸建住宅	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン           ・スチレン ・エチルベンゼン を同時に測定	N × 30,800 円 + 29,700 円

N: 室数とする。

※ 上記測定料金は、税込み。

### (3) 共同住宅等のうち各住戸複数の居室について測定を行う場合

区分	測定を行う化学物質	手数料の額
共同住宅等	・ホルムアルデヒドのみ	M × 25,300 円 + 23,100 円 + M × (N - 1) × 15,400 円
共同住宅等	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン           ・スチレン ・エチルベンゼン を同時に測定	M × 41,800 円 + 18,700 円 + M × (N - 1) × 30,800 円

M: 住戸数とする。  
N: 室数とする。

※ 上記測定料金は、税込み。

(4) 建築物1棟のうち室1室について測定を行う場合		
区分	測定を行う化学物質	手数料の額
建築物	・ホルムアルデヒドのみ	48,400 円
	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン           ・スチレン ・エチルベンゼン   ・パラジクロロベンゼン を同時に測定	60,500 円

※ 上記測定料金は、税込み。

(5) 建築物1棟のうち複数の室について測定を行う場合		
区分	測定を行う化学物質	手数料の額
建築物	・ホルムアルデヒドのみ	$N \times 15,400 \text{ 円} + 33,000 \text{ 円}$
	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン           ・スチレン ・エチルベンゼン   ・パラジクロロベンゼン を同時に測定	$N \times 30,800 \text{ 円} + 29,700 \text{ 円}$

N: 室数とする。

※ 体育館等で複数ヶ所測定測定する場合は、室数として計上する。

※ 上記測定料金は、税込み。

(6) 建築物群のうち各建築物複数の室について測定を行う場合		
区分	測定を行う化学物質	手数料の額
建築物群	・ホルムアルデヒドのみ	$M \times 25,300 \text{ 円} + 23,100 \text{ 円}$ $+ M \times (N - 1) \times 15,400 \text{ 円}$
	・ホルムアルデヒド・トルエン ・キシレン           ・スチレン ・エチルベンゼン   ・パラジクロロベンゼン を同時に測定	$M \times 41,800 \text{ 円} + 18,700 \text{ 円}$ $+ M \times (N - 1) \times 30,800 \text{ 円}$

M: 建築物数とする。

N: 室数とする。

※ 体育館等で複数ヶ所測定測定する場合は、室数として計上する。

※ 上記測定料金は、税込み。